

【住宅取得費用 交付申請 チェックリスト】

1	申請時に夫婦双方の住民票の住所が当該住宅の住所となっていること。	
2	売買契約書、工事請負契約書等により契約内容が確認できること。	
3	令和6年4月1日から令和7年3月4日までの間に支払った費用であること 及び支払った金額が領収書等により確認できること。	
4	婚姻日より前に取得した住宅にあっては、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として取得した住宅であること。	

【リフォーム費用 交付申請 チェックリスト】

1	申請時に夫婦双方の住民票の住所が当該リフォームを行う住宅の住所となっていること。	
2	工事請負契約書又は請書により契約内容が確認できること。	
3	令和6年4月1日から令和7年3月4日までの間に支払った費用であること 及び支払った金額が領収書等により確認できること。	
4	婚姻日より前に実施したリフォームにあっては、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として実施した当該住宅のリフォームであること。	
5	婚姻を機に住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用であること。 ただし、倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用については対象外とする。	

※申請する項目について、全てに該当する必要があります。